

指定管理者評価シート

事業名	札幌市健康づくりセンター運営管理費	所管課(電話番号)	保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課(211-3513)
-----	-------------------	-----------	---------------------------------

I 基本情報

1 施設の概要			
名称	札幌市中央健康づくりセンター	所在地	中央区南3条西11丁目
開設時期	平成5年9月	延床面積	2,438.02㎡
目的	市民の健康増進		
事業概要	健康増進事業、運動指導事業、健康増進に関する情報の収集・提供、その他		
主要施設	健康度測定フロア、運動フロア、図書視聴覚室、相談コーナー		
名称	札幌市東健康づくりセンター	所在地	東区北10条東7丁目
開設時期	昭和62年4月	延床面積	846.80㎡
目的	市民の健康増進		
事業概要	健康増進事業、運動指導事業、健康増進に関する情報の収集・提供、その他		
主要施設	運動フロア		
名称	札幌市西健康づくりセンター	所在地	西区八軒1条西1丁目
開設時期	平成12年12月	延床面積	2,360.10㎡
目的	市民の健康増進		
事業概要	健康増進事業、運動指導事業、健康増進に関する情報の収集・提供、その他		
主要施設	運動フロア、体力測定室、ウォーキングデッキ、運動スタジオ		
2 指定管理者			
名称	一般財団法人札幌市スポーツ協会		
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日		
募集方法	公募		
指定単位	施設数:3施設 複数施設を一括指定の場合、その理由:提供サービスの均一化とスケールメリットによる効率的運営のため、一括公募とした。		
業務の範囲	施設運営及び管理業務、健康増進事業、運動指導事業、健康増進に関する情報の収集・提供、その他の事業、施設の使用承認、利用料金の収受等		
3 評価単位	施設数:3施設 複数施設を一括評価の場合、その理由:施設単位で評価しても大きな差異が生じないことから、指定単位での一括評価としたもの。		

Ⅱ 令和5年度管理業務等の検証

項 目	実施状況	指定管理者 の自己評価	所管局の評価								
1 業務の要求水準達成度											
(1)統括管理業務	▽ 管理運営に係る基本方針の策定 ▼ 施設の設置目的や札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21(第二次)」をはじめ、社会を取り巻く環境の変化、お客様からのご意見などを踏まえ、健康づくりセンターの役割や機能を最大限に発揮するとともに、市民の健康づくりを推進するうえで、以下のとおり4つの基本方針を定め、それぞれの事業目標の達成に向けて取組みを推進した。 「健康づくりの拠点施設として存在意義の強化」 「重視する対象者への支援拡大」 「適正な施設運営とサービス水準の向上」 「市民や地域の自主活動の支援強化」 ▽ 平等利用に係る方針等の策定と取組実績 ▼ 「公共サービス従事者の基本原則である人権尊重と公平性の理念及び施設の設置目的・位置づけや関係条例などについて、管理運営に携わる職員及び委託事業者などの全てのスタッフが理解し、適切な運用を行う体制を整えます。」という方針に基づき、研修などを通じて職員の意識向上を図った。 ▼ 施設利用の障がい者等対応研修、接客・接遇に関するOJTなどで、不当な差別的行為が発生しない体制づくりに取組んだ。 ▼ 障がいのある方に対する接遇の姿勢や個別の場面において適切な対応・判断をするための指標となる「障がいのある方への配慮のガイドライン」を策定・運用し、障害者差別解消法に適切に対応した。 ▼ 各施設の利用受付、使用の承認・不承認、利用料金の収受、還付などに関する事務手続きは、札幌市健康づくりセンター条例、同施行規則の他、札幌市健康づくりセンター使用料減免要領などに準拠して公平に行った。 ▼ 子どもから高齢者、障がいのある方など全ての利用者に利用しやすい空間の確保や施設の利用方法、機器の使い方を分かりやすく案内するため、筆談具やコミュニケーション支援ボードなどを配置し、コミュニケーションのバリアフリーを推進した。公式ホームページにおいては、外国語自動翻訳サービスを提供し、外国人が利用しやすい情報の提供を行った。 ▼ 自主事業において開催している健康講座や運動教室等への参加は、広く募集を行い、厳正な抽選により決定することで、均等な機会を確保した。 ▼ 施設の利用方法や事業の開催について、案内チラシや当協会ホームページ、協会公式LINEやInstagram等のSNSを積極的に活用するとともに、広報さっぽろやテレビ、ラジオにも積極的に情報を提供し、広く・平等に周知を行った。	指定期間初年度となる令和5年度においては、これまでの経験や管理運営のノウハウを十分に活用しながら、施設の設置目的を踏まえたうえで、各指定管理業務を推進するための明確な4つの基本方針に基づき、継続して各取組を推進した。 障がいのある方への配慮などについては、研修などで職員の意識向上を図るとともに、SNSを活用して広く教室受講者を募るなど、子どもから高齢者、障がいのある方など全ての市民に対し、不当な差別的行為を発生させない環境づくりの整備に取り組んだ。	<table><tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr><tr><td colspan="4"> 管理運営に関する基本方針を策定し、適切に運営が行われているとともに、すべての利用者に対し、安全・安心に施設利用ができるように、よりよいサービス向上にも努めている。 平等利用に係る取り組みでは、障がい者等対応研修や課題について考える研修などや接客・接遇に関するOJTなどを一部オンラインでも行うことにより、職員の知識と意識向上を図ったほか、筆談具やコミュニケーション支援ボードなどの配置、公式ホームページにおける外国語自動翻訳サービスの提供など、子どもから高齢者、障がいのある方など全ての市民に対し、不当な差別的行為を発生させない環境づくりの整備に取り組んでいる。 新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、コロナ禍前と同様に関係機関との連絡調整を行い、地域の防犯活動へ参加するなど関係機関との連携を深めたほか、教育機関と連携したインターシップや職場体験学習について積極的に受け入れ、近隣小学校などの施設見学も積極的に受け入れた。その他にもプロスポーツチームとの協働イベントやスポーツボラ </td></tr></table>	A	B	C	D	管理運営に関する基本方針を策定し、適切に運営が行われているとともに、すべての利用者に対し、安全・安心に施設利用ができるように、よりよいサービス向上にも努めている。 平等利用に係る取り組みでは、障がい者等対応研修や課題について考える研修などや接客・接遇に関するOJTなどを一部オンラインでも行うことにより、職員の知識と意識向上を図ったほか、筆談具やコミュニケーション支援ボードなどの配置、公式ホームページにおける外国語自動翻訳サービスの提供など、子どもから高齢者、障がいのある方など全ての市民に対し、不当な差別的行為を発生させない環境づくりの整備に取り組んでいる。 新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、コロナ禍前と同様に関係機関との連絡調整を行い、地域の防犯活動へ参加するなど関係機関との連携を深めたほか、教育機関と連携したインターシップや職場体験学習について積極的に受け入れ、近隣小学校などの施設見学も積極的に受け入れた。その他にもプロスポーツチームとの協働イベントやスポーツボラ			
A	B	C	D								
管理運営に関する基本方針を策定し、適切に運営が行われているとともに、すべての利用者に対し、安全・安心に施設利用ができるように、よりよいサービス向上にも努めている。 平等利用に係る取り組みでは、障がい者等対応研修や課題について考える研修などや接客・接遇に関するOJTなどを一部オンラインでも行うことにより、職員の知識と意識向上を図ったほか、筆談具やコミュニケーション支援ボードなどの配置、公式ホームページにおける外国語自動翻訳サービスの提供など、子どもから高齢者、障がいのある方など全ての市民に対し、不当な差別的行為を発生させない環境づくりの整備に取り組んでいる。 新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、コロナ禍前と同様に関係機関との連絡調整を行い、地域の防犯活動へ参加するなど関係機関との連携を深めたほか、教育機関と連携したインターシップや職場体験学習について積極的に受け入れ、近隣小学校などの施設見学も積極的に受け入れた。その他にもプロスポーツチームとの協働イベントやスポーツボラ											

▽ 地球温暖化対策及び環境配慮の推進

- ▼ 札幌市などが推進する取組に参画し、各種取組を行った。
 - ・「生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体」への登録継続
 - ・さっぽろエコスタイル(クールビズ・ウォームビズ)の継続実施
 - ・北海道グリーン・ビズ認定制度の「優良な取組」部門「さっぽろエコメンバー登録制度」レベル3に登録継続
- ▼ 自動販売機設置業者一元化により、商品補充・運搬の効率化を図るとともに、省エネ・ノンフロン環境対策の機器を設置し、CO2の削減を行なった。(中央・西センター)
- ▼ 施設で使用する清掃溶剤などは揮発性有機化合物の少ない製品を使用するよう仕様書に示し、徹底した。(西センター)
- ▼ OA機器の節電設定/間引き節電/照明設備のLED化/人感センサー設置自動販売機は環境配慮型(LED照明・ノンフロンヒートポンプ・ディスプレイ節電)を設置/リサイクルトナーカートリッジの使用/封筒の再利用/使用済ペーパーの裏面再利用の徹底と古紙回収を積極的に活用した。

▽ 受動喫煙防止対策の推進

- ▼ 札幌市受動喫煙防止対策ハンドブックにおける、札幌市健康づくり基本計画「健康札幌21(第二次)」や健康増進法などの受動喫煙に関する法令を順守し、受動喫煙防止対策の推進を図った。
- ▼ 自主事業で実施している禁煙支援プログラムや呼気一酸化炭素濃度チェック検査は、昨年度までは新型コロナウイルス感染防止の観点から呼気一酸化炭素濃度チェックは中止したが、今年度から第5類に取扱いが変更になったことを受け、再開した。
健康度測定受診後の保健指導などにおいて、喫煙歴のある方に対し喫煙がもたらす健康被害等への啓発活動は今年度も実施した。

▽ 管理運営組織の確立(責任者の配置、組織整備、従事者の確保・配置、人材育成)

【責任者の配置】

- ▼ 健康づくりセンターの指定管理業務を一元的に取まとめる統括責任者と併せて、中央センターと西センターに施設の管理運営を推進する施設責任者(館長)を配置した。
また、東センターは業務に効率化を図るため、西センターの館長が施設責任者を兼務した。
- ▼ 各責任者は、公の施設の管理運営に係る長年の実務経験者を配し、公正な管理運営や施設環境の整備を行った。
施設責任者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する「不当要求防止責任者」として、施設の安全確保を徹底した。

札幌市が推進する環境配慮の施策に準拠した環境配慮に取り組み、協会全体で環境マネジメントシステムに準じた消耗品の指定品を定めるなど協会全体で日常的に環境配慮に取り組んだ。

ンティアへの参画等、幅広い連携や社会貢献を行っており、要求水準以上に関係機関との良好な関係を構築している。
環境配慮については、札幌市の省エネ対策に関する実施講座への協力や札幌市が推進する環境配慮の政策に組織的に取り組むとともに、ごみ減量やリサイクル、CO2削減にも努めている。
要望・苦情対応では、要求水準で定められている要望等の受付体制の整備以外に、意見箱の設置によって利用者からの意見や要望を積極的にくみ取ろうとしている。

管理運営業務計画書に基づき、施設管理運営の経験・ノウハウを持つ統括責任者のほか、経験豊富な職員や必要とされる資格保有者を適正に配置した。
また、正職員、契約職員を確保するための採用事務を適正に行うとともに、人材育成計画に基づく多様な研修やOJTを実施し、各業務を推進するための資質の向上に取り組んだ。

【組織整備】

▼ 施設には、統括責任者、施設責任者、医療部長のもと、経験豊富な職員を適正数配置するとともに、清掃などの委託事業者や委嘱指導員をスタッフの一員として編成し、実効性の高い重層的な管理体制を構築した。併せて、札幌市の健康づくり施策を総合的に推進する事務局各課が一体となり、施設の管理運営、人材育成、職種別・階層別研修などを体系的に実施し、強固な組織体制を保持した。

▼ 各施設で職員の事務分掌を作成し、業務分担を明確化した。

▼ 統括責任者以下、職員の指揮命令系統を明確にしたうえで業務にあたった。

▼ 各施設で緊急連絡網を作成し、共有した。

【従業員の確保・配置】

▼ 管理運營業務計画書のとおり職員を配置するため、内部の契約職員を対象とした正職員（総合・職務限定）採用試験を行い、23名を採用した。また、一般公募試験による正職員（職務限定）2名を採用した。

契約職員は、一般公募試験により39名（4月31名、途中採用8名）を採用し、各指定管理施設などに配置した。

▼ 医師、保健師、看護師、管理栄養士、理学療法士、健康運動指導士などの有資格者を適正に配置した。

▼ パートタイム職員に欠員が生じた場合は、事務局・各施設の両方で募集を行い、面接により適時採用を行った

▼ 職員の配置数(単位:人)

区分	中央	東	西	計
医師	1	—	—	1
統括責任者	1			1
館長	1	(1)	1	2
正職員	3	(1)	2	5
常勤職員	10	(2)	9	19
計	16	(4)	12	28

※ ()は西センターと兼務

【人材育成】

▼ 当協会の人材育成計画に基づく階層別研修プランを毎年度策定し、各職位で必要と考えられる研修を習得した。また、階層別研修で学んだ内容をもとに各施設のOJTに活かすスキルを向上させOFF-JTでは特定の専門知識を身につけた。

▼ 令和5年度に実施または受講した特徴ある職員研修

- ・運動指導従事者研修(健康運動指導士・実践指導者の登録更新)
- ・地域保健関係職員研修
- ・新規採用職員研修
- ・ウェブアクセシビリティ研修
- ・情報セキュリティとコンプライアンス研修
- ・認知症サポーター養成講座
- ・メンタルヘルス研修
- ・チームワーク研修
- ・リーダーシップ研修「後輩指導力の向上と中堅・ベテラン従業員の役割」
- ・これから始める!ビジネスでのSNS活用
- ・実践! SNSを使ったファン獲得
- ・全社一丸で取り組むDX進化論
- ・障がい者採用の成功に向けて 精神障がい・発達障がいの雇用と定着
- ・「紙」をなくして業務効率アップ!
- ・フォロワーシップによる組織力の向上

▼ 新型コロナウイルス感染症を契機として、動画を用いた研修方法を導入し、密集によるリスク回避や移動時間の削減など業務効率化を鑑みた。

▼ 新型コロナウイルス感染症を契機に、新しい生活様式が推奨されていることを踏まえ、拠点とする研修会場と施設をオンラインで繋ぎ、研修や講座を実施した。

▽ 管理水準の維持向上に向けた取組

▼ 日常業務において、朝礼などの実施、業務日誌の作成により、職員間の円滑な報告及び情報共有の徹底を図った。

▼ 本部会議、総括課長会議、健康づくりセンターグループ会議などを定期的に開催し、施設運営上の共通課題の認識と、解決方法の協議及び情報の共有化を図った。

▼ 各施設では、施設責任者(館長)が利用者の安全と快適な利用、効率性の視点から改善の意識を持って管理運営業務にあたることをOJTなどで教育し、PDCAサイクルによる業務の見直しと改善、情報の共有を徹底し業務水準の維持向上に努めた。

▼ 当協会の作成する「事故対応マニュアル」において、事故原因や傾向などをスタッフに周知することにより、予見できる事故に対して、あらゆる防止措置を講じ、利用者には運動前の血圧測定による体調チェックの実施や注意喚起を徹底して行った。
また、各施設で起きた事故については事故報告書を作成して当協会内のPCネットワークにて情報を共有し、同様の事故防止に努めた。

施設の管理運営業務にあたっては、利用者の安全と快適な利用、効率性の視点から、業務の見直しに取組み、利用者のニーズや職員の気づき、各種点検の結果などによって見直しが必要となった業務や課題に対して組織的に解決にあたる体制を整備した。
また、他の管理グループと情報共有が図れるような階層での会議やPCネットワークでの情報共有ができる環境を整備し、課題解決に向けた協議・検討に取組んだ。

▼ 他の指定管理グループの責任者や職員と積極的に情報共有を図ることで、組織的に、札幌市の公の健康づくり・スポーツ施設の管理運営と市民の健康づくり活動・スポーツの推進に取り組んだ。

▼ 文書管理機能のワークフローを活用して、事故報告書などを共有し、各施設でのリスクマネジメントに役立てて、各施設の管理水準向上に努めた。

▼ 業務の標準化(統一化)を通した、市民サービスの向上や管理運営体制の抜本的な見直し、大規模災害や新型コロナウイルスの職員感染による施設運営のリスク管理として、管理作業マニュアル(始業・終業)を作成した。

▽ 第三者に対する委託業務等の管理(業務の適正確保、受託者への適切監督、履行確認)

▼ 清掃業務、設備の保守管理業務、法定に基づく各種点検業務などを第三者に委託した。
また、継続的な契約により経費の削減、事務の軽減が見込まれる業務は複数年の契約を締結した。

▼ 業務が適正に履行されるよう、適時、立ち合い検査や作業報告書や作業写真などにより適正な履行検査・確認を行った。

▼ 委託事業者には、従事する労働者の法令遵守状況とその取組、及び従事する労働者の賃金、労働時間、各種保険の加入状況、健康診断の実施状況などの調査要請と確認を行った。

▼ 各施設の館長(施設責任者)は、委託事業者への指示命令系統を明確化し、連絡体制を整備した。

▼ 「暴排条例」及び「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」などに則り、契約約款に「暴力排除条項」「契約解除条項」を記載し、反社会勢力との関係排除を徹底した。

委託事業者への指示命令系統を明確化し、連絡体制を整備するとともに、直接の立会い検査だけではなく、作業報告書や写真などにより、適正に履行の検査・確認を行った。

▽ 札幌市及び関係機関との連絡調整(運営協議会等の開催)

▼ 運営協議会の開催状況は下表のとおり

開催回	協議・報告内容
第1回 6月14日	①令和4年度第4四半期・令和4年度年間の実績報告 ②指定管理運営に係る業務報告 ・重視する対象者の利用状況について ・利用促進事業の利用状況について ・内部研修の実施状況について ・定期内部監査の実施予定について ・協会公式LINEアカウントについて ・ウェブアクセシビリティについて ・理事会、評議員会について
第2回 8月9日	①令和5年度第1四半期の実績報告 ②指定管理運営に係る業務報告 ・重視する対象者の利用状況について ・利用促進事業の利用状況について ・事業実施報告
第3回 11月22日	①令和5年度第2四半期の実績報告 ②指定管理運営に係る業務報告 ・重視する対象者の利用状況について ・利用促進事業の利用状況について ・改修工事について ・事業実施報告 ・満足度調査の実施について
第4回 3月6日	①令和5年度第3四半期の実績報告 ②指定管理運営に係る業務報告 ・重視する対象者の利用状況について ・利用促進事業の利用状況について ・理事会、評議員会の開催予定について ・内部研修の実施について ・事業実施報告 ・創立90周年記念式典について ・職員の採用試験、昇任試験について
<協議会メンバー>	
・札幌市保健福祉局保健所健康企画課(健康対策係長、担当職員) ・健康づくりセンター(館長) ・協会事務局(企画推進係長他)	

▼ 施設の管理運営に係る重要案件については、協定書に基づき、所管部局を通して札幌市へ適正に報告・連絡・相談を行った。

運営協議会を年4回開催し、各施設の利用状況や団体の取組状況を四半期ごとに報告、札幌市と管理運営上の課題整理や意見交換などを行うことで、管理水準の維持向上を図る場とした。
また、医療機関や地域団体、教育機関などの多様な関係団体と連携を密にすることで、業務の幅の拡大を図るとともに、社会貢献活動にも積極的に取り組んだ。

▼ 医療機関をはじめ、各区保健福祉部などの関係団体と連携し重視する対象者の利用促進を目的に、対象者の紹介(診療情報などの情報提供)を受け、継続した情報共有を行うなどして、利用促進事業を推進した。

▼ 各施設は町内会へ加入し、より密着した地域活動を推進した。

▼ 地域活動の活性化を図るため、「八軒ふれあいまつり」などの地域イベントに参加し、血圧測定や握力測定などを実施し、各種相談や指導をおこなった。また、イベント準備から当日の開催まで町内会関係団体と連携を図り、良好な関係を築いた。

▼ 札幌市立大学など教育機関と連携したインターンシップや職場体験学習を積極的に受入れた(5校48名)また、近隣小学校などの施設見学も積極的に受入れ、地域活動に寄与した。(543名)

▼ プロスポネットSAPPOROの「北海道コンサドーレ札幌」、「北海道日本ハムファイターズ」、「レバンガ北海道」や、「エスポラーダ北海道」、「ノルディーア北海道」のプロチーム・トップチームの活動を当協会全体で支援するとともに、協働イベントや教室などの開催を通じて、子ども達と選手が触れ合う機会の創出に寄与した。

▼ 高等教育機関や専門機関、関係団体などと連携、協働体制を構築し、スポーツ事業の企画立案や専門性の高い運動プログラムの開発と提供を行なった。

【連携、協働内容】

- ・北翔大学との「事業連携に関する協定」継続(スポーツボランティアの実習等)
- ・スポーツボランティアネットワークへの参画
- ・日本公共スポーツ施策推進協議会への参画
- ・一般社団法人幼少年体育指導士会と連携した「幼少年体育指導士認定講座」の開催(対面及びオンライン開催)

▼ 加盟競技団体との連絡調整

加盟競技団体(53団体)における各種事業への助成にあたり、適時、事業内容及び決算状況等の確認を実施したほか、指導者を対象とした講習会を開催し、健全な団体活動の一助となる様、適切な対応を行った。

▼ スポーツ少年団との連絡調整

各種交流事業の開催や、顕彰・表彰の推薦等、北海道スポーツ少年団及び札幌市からの通知について、札幌市スポーツ少年団専門部並びに単位団へ随時、情報共有を行ったほか、指導者・母集団に対して研修会を開催することで、適切な活動を促した。

▼ その他関係団体を通じた社会貢献等の取組

① 地域の防犯活動

西センターは、八軒まちづくり協議会全体会にて八軒地区の防犯パトロールや高齢者の見守りなどについて情報を共有しながら、地域における防犯活動を推進した。また、札幌市地域安全サポーターズに登録し、各施設が子ども110番のエリアとなり、地域の防犯活動を行った。

② さぽーとほっと基金への登録

札幌市内の町内会やボランティア団体を助成するためのさぽーとほっと基金に寄付を行い、札幌のまちづくり活動を支える活動に協力した。

③ 地域への安全なスポーツ環境の提供

札幌市消防局の推進するさっぽろ救急サポーター事業に協力し、応急手当のできる職員を配置し、施設内及び地域の安全・安心な環境づくりに協力した。

④ 各種募金への協力

社会貢献や地域支援などを目的として、施設利用者及び関係機関と連携し、各種募金に協力した。

【協会全体】

- ・盲導犬育成支援募金(145,763円／累計1,445,462円)
- ・赤い羽根募金(3,265円)

▼ 指定管理者の表示

書類の他、利用時間割、各種事業の募集要項をはじめとする配布物にも市民がわかりやすいよう指定管理者の表示を行った。

▽ 財務(資金管理、現金の適正管理)

▼ 当協会が定める定款及び財務会計規程、財務会計規程運用規則の他、各種法令、公益法人会計基準などに準拠し、指定管理業務、自主事業に区分して適正に資金管理を行っている。

▼ 現金などの取扱いについては、現金等取扱規程となる当協会の財務会計規程、財務会計規程運用規則、物品取扱要領と併せて現金取扱マニュアルを整備し、適正な処理を行っている。

▼ 現金の確認は2名体制で行い、全施設に指紋認証式金庫を配備し、開閉履歴を管理することで、事故や不祥事の未然防止を徹底している。
併せて、懲戒処分細則に不祥事に対する罰則規定を定め、厳格な管理に継続して取り組んでいる。

▼ 税理士や公認会計士からの助言と定期的な検査・監査を受け、高い透明性とコンプライアンスを確保している。

- ・顧問税理士により、毎月、会計帳簿・財務諸表などを検査
- ・公認会計士により、年3回、監査
- ・当協会監事による決算時の監査
- ・札幌市により、年2回、財務検査

現金の取扱いに関する規程や規則、マニュアルを整備し、適正な処理を行うことで不祥事を未然に防止する体制を強化している。また、公認会計士などの専門的見地から確認を行うことで適正かつ健全な資金管理、財務処理を行っている。

▽ 要望・苦情対応 ▼ 要望・苦情については「お客様の要望対応マニュアル」を整備し、継続して職員に周知している。 ▼ 施設に直接寄せられた要望・苦情は施設責任者が担当窓口となり、その内容に応じて必要な対応を行った。 また、グループウェアや業務日誌による一元化した情報共有を行い、引継ぎを行うとともに、早期の業務改善に反映させている。 ▼ ホームページのお問合せフォームから各施設担当者のグループウェアに直接お問合せメールが送信されるシステムを活用し、全てのお問合せに対し7日以内に回答した。 ▼ 施設内にご意見箱を設置し、寄せられた要望・苦情に対する回答は、迅速に館内掲示した。 ▼ 札幌市の判断を要するものは、速やかに報告・相談し、連携を図りながら対応にあたった。	要望・苦情に対しては迅速に回答ができるよう、受付窓口を明確化するなど体制を整備し、理解が得られるよう丁寧に対応した。
▽ 記録・モニタリング・報告・評価(記録、セルフモニタリングの実施、事業報告、札幌市の検査等への対応、自己評価の実施) ▼ 管理運営業務に関する記録や帳簿類は、年度ごとに適切に整備し、仕様書に定められた期間及び当協会の規程に則り、適正に管理・保管した。 ▼ メールで寄せられた要望・苦情は「要望」、「意見」、「苦情」、「問合せ」に分類し、グループウェアで情報を共有し、業務改善に役立てた。 ▼ 札幌市が示すチェックリストにより、業務・財務に関する自己チェックを2回実施した。 ▼ コンプライアンスやガバナンス、利用者サービスと業務の改善を目的としたセルフモニタリングを実施した。 ①コンプライアンス委員会により、特定個人情報の取扱状況及びガバナンス状況の確認と評価を行った。リスク管理委員会を2回、部会を3回開催し、内部リスク抽出、事故防止につなげた。 ②外部監査(監査法人会計監査3回、税務監査11回実施) ③利用者のご意見などを記載する専用カードと回収箱の常時設置による要望などの収集 ④当協会ホームページのご意見メールの機能による市民からの要望などの収集 ⑤大会・イベント等参加者に対する事業内容の検証とプログラムサービスの改善に関するニーズ・意見の収集(事業の実施時間の変更など) ▼ 施設の利用状況・利用料金収入状況に関する毎月の報告の他、修繕完了時の報告、事故発生時の報告を適時行った。また、事業年度終了に伴う管理運営業務の実施状況などの事業報告を行った。	札幌市が示すチェックリストによる業務・財務検査の実施などにより適正な業務を確保することともに、市民から寄せられた意見などを業務改善に役立てた。

(2)労働関係法令遵守、雇用環境維持向上	▽ 労働関係法令遵守、雇用環境維持向上(事故の有無などの安全衛生面を含む) ▼ 施設で働く職員に対し、指定管理者の申込時に提案した収支計画書に記載した最低の時給を上回り、かつ最低賃金960円(令和5年10月1日発効)を上回る時給を支給した。 ▼ 施設で働く職員に対し、時間外労働・休日労働及び深夜業をさせた場合、それぞれ法定割合以上の割増賃金を支払った。 ▼ 労働基準法第36条に基づき「時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)」を締結(更新)し、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情があり、時間外労働の上限を超えることが予想される施設については、施設・課ごとに特別条項を設定し、所轄労働基準監督署への届出を行った。 ▼ 労働者災害補償保険法に基づき、全ての労働者は労災保険に、条件を満たす労働者は雇用保険に加入した。 また、労働安全衛生法に基づき、労働者が50人以上の施設には、労働安全衛生委員会、50人以下の施設には労働安全衛生懇談会を設置し、定期的に会議を行うとともに、リスクアセスメントの観点から職場巡視チェックを実施するなど、労働災害の防止と、職場環境の改善を推し進めた。 ▼ 厚生年金保険法及び健康保険法に基づき、労働者の勤務形態、家族状況などに応じて厚生年金保険、健康保険に適切に加入し、必要に応じて適切に届け出を行った。令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適応拡大に対応するため、条件を満たす労働者は厚生年金保険、健康保険に加入し、対応している。 ▼ 労働安全衛生法に基づき、雇入れ時に、健康診断を実施するとともに、1年に1回定期健康診断を実施した。 また、職員の健康管理のため、内科医及び心療内科医を産業医として選任するとともに、ストレスチェック制度実施規程に基づき、職員数が50人未満の事業場の職員に対してもストレスチェックを実施するなど、職員の健康管理に適正に対応した。 ▼ 労働基準監督署からの行政指導を受けなかった。 ▼ 育児休業については法定を上回る3歳に満たない子まで取得が可能であり、育児短時間勤務制度についても法定を上回る小学校就学前の子まで取得が可能な制度としている。 ▼ 正職員を新たに雇用する際、現在の有期雇用職員から希望者を募り、内部登用試験を実施した。その結果、当協会全体で有期雇用職員14名を正職員に転換した。 ▼ 労働契約法に基づき、平成30年4月1日以降に雇用期間が5年を超える職員については、無期労働契約へ転換する旨、周知・説明を行った。無期労働契約転換申出書の様式を配布し、随時受付を行い、積極的に無期転換を進めた。	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業(ステップ3)として認証を受けているほか、労働安全衛生委員会や労働安全衛生懇談会などで職場巡視チェックをするなど、職場環境の改善を推進した。ワーク・ライフ・バランスの推進の取組みとして、育児休業や短時間制度については法定を上回る制度を構築している。	<table><tr><th data-bbox="1230 150 1278 1870">A</th><th data-bbox="1278 150 1326 1870">B</th><th data-bbox="1326 150 1374 1870">C</th><th data-bbox="1374 150 1425 1870">D</th></tr><tr><td data-bbox="1230 150 1278 1870"></td><td data-bbox="1278 150 1326 1870"></td><td data-bbox="1326 150 1374 1870"></td><td data-bbox="1374 150 1425 1870"> 労働関係法令の遵守や就業規則などの関係規定を整備するほか、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業としての認証をうけるなど、職員の福利厚生やワークライフバランスの向上にも取り組んでいる。 法定割合以上の賃金の割増や非正規職員の正規職員への転換、同一労働同一賃金への対応、育児休業の取得期間、法令の改正への対応等、雇用環境の改善にも努めている。 </td></tr></table>	A	B	C	D				労働関係法令の遵守や就業規則などの関係規定を整備するほか、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業としての認証をうけるなど、職員の福利厚生やワークライフバランスの向上にも取り組んでいる。 法定割合以上の賃金の割増や非正規職員の正規職員への転換、同一労働同一賃金への対応、育児休業の取得期間、法令の改正への対応等、雇用環境の改善にも努めている。
A	B	C	D								
			労働関係法令の遵守や就業規則などの関係規定を整備するほか、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業としての認証をうけるなど、職員の福利厚生やワークライフバランスの向上にも取り組んでいる。 法定割合以上の賃金の割増や非正規職員の正規職員への転換、同一労働同一賃金への対応、育児休業の取得期間、法令の改正への対応等、雇用環境の改善にも努めている。								

	▼ 高齢者等雇用の安定等に関する法律に基づき、定年(60歳)退職後に、希望者全員を65歳まで継続雇用し、高齢者の雇用を促進した。 ▼ 障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の雇用促進を積極的に取り組み、法定雇用率2.3%を下回る2.13%の雇用率となったが、年度を通じて安定的に雇用率が維持できるよう、みなみの杜高等支援学校の協育実習を受け入れる等、雇用の促進に向けて引き続き積極的に取り組んだ。 ▼ 同一労働同一賃金への対応として、正職員と有期雇用職員の不合理な待遇差を解消するため、一部手当及び福利厚生事業の見直しや業務の整理を行った。 ▼ ワーク・ライフ・バランスの向上と、育児や介護における柔軟な年次有給休暇の取得を可能とするため、時間年次有給休暇制度を導入している。										
(3)施設・設備等の維持管理業務	▽ 総括的事項(利用者の安全確保、市民サービス向上への配慮、連絡体制確保、保険加入) ▼ 管理運営マニュアル、事故対応マニュアル、災害対応マニュアルなど各業務に沿ったマニュアルを整備・見直しし、施設内で共有を図るとともに施設の設備状況に合わせた巡回点検表を活用し、異常の有無を確認するなど、継続的な安全確保とサービス水準の向上を図った。 ▼ 各施設の拾得物については、特例施設占有者として定められた期間内に所轄警察署へ届出を行った他、「拾得物・遺失物の取扱マニュアル」を策定し、適切に取扱った。 ▼ 医師をはじめ、保健師、看護師、管理栄養士、理学療法士、健康運動指導士、防火管理者、普通救命講習修了者、応急手当普及員、サービス介助基礎修了者、認知症サポーターなどの専門資格者を配置した。併せて、各資格保有者が中心となり、救急救命講習や事故対応シミュレーション研修など、各種研修を継続的に実施し、利用者の安全確保と適切な施設の管理運営を行った。 ▼ 中央センターにおける健康度測定や各種健康診査を実施するため、医療法で定める診療所開設許可を継続して取得した。また、今年度は中央センターの工事休館があり、健診受診者が継続して受診できるように西センターで健診業務を実施したため、医療法で定める診療所開設許可などの各種変更手続きを行った。 ▼ 中央センターの工事休館により、健康サポート教室受講者の健康づくり活動機会が途切れないように、中島体育センターで健康づくりセンター職員による健康サポート教室と外部委託指導員による運動教室を実施できるように体育館と調整し、実施した。	各種マニュアルの整備や専門的な資格を有する職員の配置を行うとともに、要求水準以上の各種補償体制を整備した。また、中央センターの工事休館に伴い、中央センター利用者の健康づくり活動を継続して支援できるように、健診事業は西センターで、健康サポート教室は中島体育センターで実施した。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4"> 利用者に対する各種補償体制の整備・施設設備等の維持管理業務において、仕様書の要求水準以上に積極的な取り組みを行い、適宜対策を講じている。 備品については、日常・定期点検、専門業者による保守点検、清掃、消毒などを実施し、異常を早期発見するとともに、所要の性能を発揮できる状態を維持するとともに、適切に管理、更新を行っている。 中央センターの工事休館に関連し、西センターでの診療所開設許可の申請を遅滞なく行い、その他の各種手続きについても滞りなく行っている。 防災では、まちづくりセンターとの合同避難訓練の実施、中央センターでの一時的な防火管理者の配置、災害時におけ </td></tr> </tbody> </table>	A	B	C	D	利用者に対する各種補償体制の整備・施設設備等の維持管理業務において、仕様書の要求水準以上に積極的な取り組みを行い、適宜対策を講じている。 備品については、日常・定期点検、専門業者による保守点検、清掃、消毒などを実施し、異常を早期発見するとともに、所要の性能を発揮できる状態を維持するとともに、適切に管理、更新を行っている。 中央センターの工事休館に関連し、西センターでの診療所開設許可の申請を遅滞なく行い、その他の各種手続きについても滞りなく行っている。 防災では、まちづくりセンターとの合同避難訓練の実施、中央センターでの一時的な防火管理者の配置、災害時におけ			
A	B	C	D								
利用者に対する各種補償体制の整備・施設設備等の維持管理業務において、仕様書の要求水準以上に積極的な取り組みを行い、適宜対策を講じている。 備品については、日常・定期点検、専門業者による保守点検、清掃、消毒などを実施し、異常を早期発見するとともに、所要の性能を発揮できる状態を維持するとともに、適切に管理、更新を行っている。 中央センターの工事休館に関連し、西センターでの診療所開設許可の申請を遅滞なく行い、その他の各種手続きについても滞りなく行っている。 防災では、まちづくりセンターとの合同避難訓練の実施、中央センターでの一時的な防火管理者の配置、災害時におけ											

▼ 施設賠償責任保険(交差責任担保特約の付加)、医師賠償責任保険、運送保険に加入し、利用者及び職員への適切な補償体制を整備した。

また、施設賠償責任保険における賠償額は、対人・対物とも仕様書に示す基準補償額を大きく上回っている。(対人/1事故4億円、1人1億円、対物/1事故5千万円)(対人/1事故2億円、1人5千万円、対物/1事故500万円)確認

医師賠償責任保険についても仕様書に示す基準補償額を満たしている。(医師/1事故1億円、身体/1名1億円、1事故5億円、財物1事故1千万円)

▽ 施設・設備等の維持管理(清掃、警備、保守点検、修繕、備品管理、駐車場管理、緑地管理等)

▼ 第三者へ委託する主な業務の内容

①清掃業務

管理業務仕様書で定める西センターで、毎日の日常清掃を適正に実施し、館長(施設責任者)が履行確認を行うとともに、職員による対応清掃も併せて実施した。

また、定期清掃を年3回実施し、事前に計画書で清掃箇所や安全対策を確認をのうえ、各諸室の床洗浄、高所清掃、照明・窓ガラス清掃を行った。

②廃棄物収集処理

各施設で産業廃棄物、中央センター、西センターともに感染症産業廃棄物の処理を適正に行った。また、リサイクル可能な資源ゴミについては、西センターの敷地内に設置されている札幌市リサイクルBOXを活用し札幌市に協力した。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票に関する報告書を札幌市に提出した。

③保守点検業務

医療機器及びトレーニング機器の専門業者による保守及び定期点検を実施し、正確な作動を維持するとともに、指摘箇所の改善を行った。

▼ 修繕

医療機器及びトレーニング機器の修繕の他、衛生、音響設備や事務機器など、市民の利用に支障が生じないよう緊急度や破損の状況を考慮し、必要な初期対応を含めて実施した。

▼ 備品管理

日常・定期点検、専門業者による保守点検、清掃などを実施し、異常を早期発見するとともに、所要の性能を発揮できる状態を維持した。

また、備品は、リストでデータ管理し新規購入による更新、破損などによる廃棄などの情報を更新した。

る緊急時飲料提供ベンダーの設置を行ったほか、事故対応シミュレーション研修の実施や発災時の参集職員の見直しなど要求水準以上に防災対策を講じている。

第三者へ委託する業務については、指定管理業務開始時における札幌市への申請に基づき適正に委託を行った。

また、備品更新について、札幌市と十分に協議のうえ、業務に支障が生じないよう更新計画を立て、利用者の安全確保とサービス向上を図った。

▼ 備品更新

今年度は中央センターの工事休館もあり、3センター内での備品の配置変更を行ったため、大きな備品更新は実施しなかったが、中央センターの再開に合わせて備品更新ができるよう更新計画を検討する。

▼ 施設周辺の外構管理が必要となる西センターでは、利用者及び歩行者の動線周辺の落ち葉清掃、ゴミ拾いを行い、要求水準以上の環境美化を行った。

▼ 施設周辺の簡易な除雪が必要となる西センターでは、通路、身障者用駐車スペース、玄関まわりなどを職員が適時、除雪、転倒防止の砂まき、雪庇落としを行い、要求水準以上に利用者及び歩行者の安全を確保する取組みを行った。

▽ 防災

▼ 当協会の災害発生時における適切な対応と業務分担などを定めた「災害対応マニュアル」に基づき、災害発生時における迅速・的確な対応や被害の抑止・軽減などの体制を整備した。

また、閉館後や休館日に災害が発生した場合に必要な連絡体制を整備し、施設被害などの把握や迅速な情報伝達・管理などを行う体制を整えた。

▼ 災害発生時において迅速に避難誘導対応ができるよう、各施設で消防・避難訓練を実施した。

▼ 西センターは防火管理者を配置し、八軒まちづくりセンターの統括防火管理者と連携し、合同で訓練を実施した。

また、中央センターでは、工事休館の影響で庁舎の管理体制が変更になり、最後まで庁舎を使用し事業を実施していた中央センターに防火管理者を配置することとなり、それに対応した。

▼ 中央保健センター庁舎の工事による影響で、庁舎の警備体制が今までの夜間、土・日・祝日警備員配置の体制から、機械警備に変更となったことから、今まで警備員が実施していた業務の一部を中央センター職員で担った。

(エレベーター作動・停止操作、玄関の開錠・施錠、機械警備の設定など)

▼ ケガなどの発生を想定した事故対応シミュレーションの研修を実施した。

▼ 各施設で事故・傷病の事例を想定した「事故対応シミュレーション研修」を行い、迅速かつ適切に応急処置等ができるよう行動力の向上を図った。

▼ 中央センターに災害時における緊急時飲料提供ベンダーの設置を継続した。

▼ 人事異動に伴う参集施設の見直しを行い、総括課長、館長は勤務施設に参集するよう適正に配置し、指定避難(西健康づくりセンター)となる施設への参集職員数を調整した。

西センターでは八軒まちづくりセンターと合同の消防訓練を実施するなど、防災意識の向上に努めた。また、中央センターが休館になるまでの半年間は、防火管理者の配置や庁舎警備業務の変更に伴い、一部の業務を職員が担うなど、臨時的な工事休館に伴う業務にも充分対応できた。

(4)事業の計画・実施業務

▽ 健康増進事業

▼ 中央センターで、健康度測定（一般コース、簡易コース）と体力測定コースを実施し、結果に基づき医師、保健師、管理栄養士、理学療法士、健康運動指導士による指導を行った。
また、特定健診受診時に健康度測定を受診できるよう「特定簡易コース」を設け、要求水準以上に受診者の利便性を向上する取組みを行った。
なお、体力測定の受付に際しては、リスクのある方や重視する対象に該当する方に対しては、健康度測定の受診を勧めている。

▼ 健康度測定「簡易コース」の午後受付枠を設け、利便性の向上を図った。

▼ 健診日を日曜日に設け、受診機会の拡充を図った。

▼ 令和5年度は中央センターが改修工事により10月から休館となり、今まで中央センターで受診していた方が継続して受診できるように、中央センターで実施していた健康度測定などの健診事業を11月から引き継いで実施した。

▼ 医療機関などへ健康度測定や健康づくりセンターについてまとめたリーフレットや資料を郵送したり、直接訪問やオンラインを活用した広報活動を実施し、連携強化や利用促進を図った

▼ 健康度測定受診者の運動の習慣化を支援するために、定期的な運動実施となる教室に「健康度測定受診者割引料金」の設定を行い、運動継続のほか教室受講者の健康度測定への利用促進、受診者増を図った。

▼ 自動血圧計を設置し、運動前の体調チェックを奨励するなど日ごろから利用者自身の健康管理と事故防止について関心が持てるよう環境を整えた。

(単位:人)

施設	事業名		R4	R5	前年比
中央	健康度測定	一般	61	59	96.7%
		簡易	715	788	110.2%
		特定簡易	229	213	93.0%
	体力測定	52	10	19.2%	

※健康度測定受診者の83.6%が重視する対象者

※中央センターの工事休館に伴い、西センターへの移転完了まで休診期間:令和5年10月1日～令和5年10月31日

▽ 利用促進事業

▼ 医療機関からの診療情報提供書(札幌市経由)や各区保健福祉部などからの利用連絡票の提供により、各機関と連携を図り、利用者を受入れ、各機関へ事業内容周知を行った。また、利用・受診希望者で主治医の運動可否確認が必要な方には受診者経由で主治医に利用連絡票発行を依頼する取組みも行った。

▼ 中央センターのホームページで医療関係者向けに、「札幌市健康づくりセンター利用促進事業」の概要などを掲載する他、利用連絡票、ポスター・リーフレットなどが随時ダウンロードが可能であり、医療関係者へ向けての周知・啓発活動を推進した。

健康増進事業の健康度測定については、週の実施回数を増やす他、受診者の利便性向上をはかるため、午後からの受付枠を設ける、日曜日に開催するなど測定を希望する方が受診しやすい枠組みとなるよう設定した。
特に、重視する対象者と健康度測定受診者の増加は前指定定期間からの継続的な課題と捉え、組織的に医療機関との連携強化や各種PR活動に積極的に取組み、対象者への意欲喚起を行うほか、新たに教室受講者の健康度測定への利用促進、受診者増を図るため、教室受講料の割引を行うなどの取り組みをした結果、1カ月間の事業休止期間があったものの、健康度測定受診者数は前年度比105.5%となった。

A B C D
各事業の計画・実施は、「管理業務仕様書」に基づき実施されている。
新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、トータルでの受診者は増加しているものの、中央センターが保全改修工事のため休館となり、事業を実施できない期間の発生、西センターでは中央センターよりも一度に測定を行える人数に制限があることも一因となり、コロナ禍以前までの回復にはいたっていない。
しかしながら、午後の受付や、日曜日の開催を継続するなど測定の実施回数を増やしたほか、女性のフレッシュ健診において、小さな子ども連れでも安心して受診ができるように受診環境を整えたり、利用者の利便性を図るため受講料支払方法にWEB決裁を導入するなどの取り組みについて評価ができる。
また、普及啓発事業については、コロナ禍において中止となっていたイベントについても再び開催されるようになり、それらのスポーツイベントにおいては事業のPR活動に取り組んでいることが認められる。

▼ 運動継続の意欲喚起を目的に、重視する対象者全員に対して健康度測定受診から6か月後に中間測定(体重、腹囲、血圧)を行い、健康運動指導士などから測定結果に応じた指導を実施した。

▽ 運動指導事業

▼ 各施設で自主的な健康づくり活動を推進するため、トレーニング機器の使用方法や運動に関するアドバイスなど、自主利用者指導を健康運動指導士などの有資格者が行った。

▼ 各施設でエアロビクスやストレッチなどを集団指導する自由参加プログラムを開催、指導した。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられるまでは、参加者の定員を設け、整理券を配布し、多数時は抽選を行うなど密にならないよう配慮した。また、西センターのウォーキングデッキで予定していた、安全かつ効果的なウォーキングの基本姿勢、スピードなどの実践方法の指導は、中央センターの工事休館のため、健診事業等を西センターの研修室などで実施することになったことに伴って、研修室で開催していた教室をウォーキングデッキでの開催に変更しているため、やむを得ず中止とした。

▼ 運動を安全に行うために、健康づくりセンターの健康運動指導士が考案した「トレーニング前後のストレッチ(DVD)」を各センターのストレッチルームにて放映し、準備体操や整理体操として実践できる環境を整えた。

▼ 各保健センターが主催する生活習慣病予防教室などの健康づくりに関する事業に中央・西センターの運動指導員を派遣し、集団的運動の実践指導を行った。

▼ 健康度測定、体力測定受診者に測定結果に基づき、運動プログラムを作成し、個別運動指導を行った。また、重視する対象者には、運動や体調などを記録する他、担当者とのコミュニケーションツールとして個別ノートを活用し、運動の継続支援を行った。

▼ 参加者数(単位:人)

施設	事業名	R4	R5	前年比
中央※	自主利用	50,505	26,118	51.7%
	自由参加	8,849	6,197	70.0%
東	自主利用	21,285	26,127	122.7%
	自由参加	5,672	7,179	126.6%
西	自主利用	72,194	88,012	121.9%
	自由参加	10,752	17,436	162.2%
	ウォーキング講習	—	—	—

※ 中央センターは10月以降改修工事により休館

▼ 自主利用者のうち重視する対象者(単位:人)

区分	R4	R5	前年比
対象者人数	1,585	1,673	105.6%
利用人数	53,340	65,066	122.0%

▼ 運動指導員派遣(単位:回)

事業名	R4	R5	前年比
保健センターへの派遣	16	17	106.3%

自主利用者数は、中央センターの工事休館もあり、前年度と比べると約3千人の減少となった。しかしながら、重視する対象者の利用は、運動記録ノートを活用して継続的支援できる環境を整えたり、理学療法士による運動器疾患に対する改善方法など支援強化を継続し、前年度比122.0%の増加となった。

▽ 利用勧奨事業

▼ 健康度測定及び個別運動指導を受けた後、健康づくりセンターを2か月以上利用していない重視する対象者(長期未利用者)に対し、担当者から電話などにより再度の来館を促した。

重視する対象者が長期未利用者とならないよう、1か月利用がない時点で、電話やメールにより再度の来館を促した。

▽ 女性のフレッシュ健診(中央・西センター)

▼ 受診機会の少ない18歳から39歳までの女性を対象に一般的健康診断の他、骨粗しょう症検診も併せて行った。
また、健診の申込みにあたっては、市民の利便性向上を目的にホームページからの受付を継続実施した。

中央センターの休館中は西センターで実施したが、中央センターと比べて実施規模をおおよそ1/2にしなければならなかったため、日曜日に健診日を設けるほか、希望オプションを設定する、受付時間を増やすなど、健診希望者の取り込みに向けて取り組んだ。

▼ 小さな子どもが側にいても各検査がスムーズに受診できるよう、看護師・保健師がサポートするなど、小さな子ども連れでも安心して受診ができるように受診環境を整えた。

▼ 健診日を日曜日(3月)に設け、また、女性の健康週間に合わせ「女性のフレッシュ健診3DAYS」(3/8～10)を実施するなど、受診機会の拡充を図った。

▼ 女性のフレッシュ健診の血液検査における糖尿病の指標となる血糖項目に加え、「糖尿病診断ガイドラインで示されているHbA1c(NGSP)項目」を希望制の追加オプションとして実施した。

▼ 受診者数

区分	R4	R5	前年比
回数(回)	52	47	90.4%
参加人数(人)	815	554	68.0%

※中央センターの工事休館の影響により、10月は休診

西センターへの移転があったため、実施回数が昨年度より減少した。参加人数に関しては、移転に伴い待合場所が確保できない、検査スペースが狭いなどの関係で、受け入れ人数を減らすなど実施規模を縮小せざるを得なかった。しかしながら受付時間の分散、検査動線や検査手順等を見直し、少しでも多くの方が受診できるように工夫につとめた。

▽ 健康増進に関する情報の収集、提供

▼ 普及啓発事業

センターを設置していない区において広報活動や普及啓発イベントを実施し、健康度測定の受診や運動フロアの利用促進を図った。

▼ 健康度測定の受診メリットや健康づくりセンターの役割や機能についてまとめたリーフレットや資料を作成し医療機関に周知した。また、一部の医療機関に対しては直接訪問やオンラインを活用しての普及啓発活動も行った。

▼ 新規の重視する対象者を発掘するために、各区で健康度測定のメリットや健康づくりセンターの意義について直接説明する機会を設けて、健康度測定や運動フロアの利用促進を図った。

▼ ホームページの運営・図書等の整備

健康づくりセンターの紹介やイベント案内などをホームページへ掲載、健診予約システムなどWebサイトの運営によるインターネットからの申し込み受付を行った。また、健康に関する図書や文献などを用意し、市民への情報提供を行った。

▼ 刊行物の発行

健康づくりセンターの利用促進及び健康に関する情報を発信するため、月別利用予定表を発行し、利用者などへ配布した。

▼ 予約システムにより収集する個人情報について、札幌市個人情報保護条例及び当協会が定める「個人情報の保護に関する細則」の規程に基づき適正に管理した。

▼ 健康講座や教室情報をはじめ、社会イベントに合わせた情報などを協会公式LINEやInstagramで積極的に配信し、市民への情報提供を行った。

▽ 各種相談事業(中央)

▼ 中央センターで、市民の健康増進に資するため、利用者などに対して健康づくりや食生活に関する保健・栄養相談と指導を行った。

▼ 相談者数(単位:人)

区分	R4	R5	前年比
保健指導	1,041	1,064	102.2%
栄養指導	1,076	1,115	103.6%
理学療法士による 評価・相談	964	1,029	106.7%
計	3,081	3,208	104.1%

▽ 地域における自主活動への支援等

▼ 地域において自主的に健康づくりに取組んでいる、もしくは取組む予定の団体・グループなどで、健康維持・増進のための運動に興味・関心がある方々に対し、運動の意義や効能などの講話や「運動指導実演」のためのアドバイスなどを行い、それらを自団体・グループ内で実施・普及していただけるよう支援を計画するとともに、地域組織の会合に出席した際には、自主活動における健康づくり活動の簡単にできる取組み例などの紹介を行った。

▽ 調査研究事業

▼ 中央センターにて「健康度測定高齢受診者における身体的フレイルと推定栄養摂取量との関連について」の分析・調査を行った。

▽ 受託事業

▼ 札幌市から施設の設置目的の達成のため、指定管理業務に関連する特定健康診査や各種検診、特定保健指導などの業務を受託し、市民の健康増進につなげた。

▽ 施設の利用促進に関する取組

▼ 健康度測定の簡易コースは他のコースと比較して安価であり、拘束時間も短くニーズが高いことから、平成30年度に、午前中に終了できる枠の拡充と午後から受診できるコースを増設し、利用促進を図っている。今年度においても継続実施した。

▼ 健康度測定受診者増加のため、各種イベントに出向き、直接、測定内容の説明やキャンペーンを行うなど様々な取組みを行った。
また、今年度もさぼーとさっぽろ(札幌市中小企業共済センター)の助成事業として「健康度測定」を受診できるようした。

▼ 納入手続きのための来館が不要となることや受付窓口の混雑緩和、利用者の利便性向上を目的として、運動教室の受講料支払方法に、WEB 決済(クレジットカード決済・コンビニ決済)を導入した。

▼ 体力測定は、平日の他、隔月の日曜日に実施し、前年度同様、受診者の利便性を図った。

▼ 女性のフレッシュ健診は、毎週火曜日に開催しているが、3月の日曜日に1回実施し、受診者の利便性向上を図った。また、「女性のフレッシュ健診3DAYS」(3/8～10)を実施するなど、受診機会の拡充を図った。

▼ 供用時間外の拡大

①各施設、運動フロアの利用開始時間を30分早めて開館し、健康づくりに関する情報提供や測定・運動体験などを行うことで、市民の利便性やサービスの向上を図った。

②健診フロアの利便性向上を目的とした8時30分からの開館(中央・西センター)

③健康度測定の日曜実施による開館(西センター)

④女性のフレッシュ健診の日曜実施による開館(西センター)

▼ 各施設において、運動のきっかけづくりとして父の日、母の日、健康づくりセンターフェスタで、無料開放を実施した。

健診事業を受診しやすいように受診枠の拡大とコースの増設を継続して実施したことに加え、イベントや体験会の実施を協会公式LINEやInstagram等のSNSなどを活用して広く周知した。

	▼ 健康づくりセンターで実施している健康増進事業や運動指導事業のPRを目的に、多くの方が集まるイベント会場などでの広報・周知活動をおこなった。 実施したイベント ①Cスポーツパーティ ②シニアワーキングさっぽろ ③チャレンジ！スポーツパーク ④6時間リレーマラソン ⑤札幌マラソン大会 会場PRブース ⑥健康づくりセンターフェスタ(中央) ⑦西区健康づくりフェア2023 ▼ ホームページにおいて、障がいの有無や年齢によらず、誰もが気軽に問合せが行なえるよう、全ページにお問い合わせメールフォームを配置し、寄せられたメールは7日以内に回答することにより、利用者の利便性の向上を図った。																														
(5)施設利用に関する業務	▽ 利用件数等 ▼ 利用件数(単位:人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>R4実績</th><th>R5実績</th><th>前年比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央センター※</td><td>81,226</td><td>44,761</td><td>55.1%</td></tr> <tr> <td>東センター</td><td>29,067</td><td>34,791</td><td>119.7%</td></tr> <tr> <td>西センター</td><td>101,969</td><td>121,217</td><td>118.9%</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>212,262</td><td>200,769</td><td>94.6%</td></tr> </tbody> </table> ※ 中央センターは10月以降改修工事により休館 ▽ 受付業務 ▼ 各施設を訪れる全ての利用者が安全で快適に利用していただけるよう、定期的に受付スタッフに対して接遇研修を行い、良好なサービスを提供した。 ▼ 各施設の利用者が円滑に利用いただけるよう、動線に配慮したサインの設置を行うとともに、バリアフリーを念頭に受付カウンターに老眼鏡配置、筆談対応の措置を講じた。また、初めて来館された方に対してもわかりやすく説明するとともに、各種事業案内のチラシや利用案内リーフレットをロビーなどに配架した。 ▼健康度測定の概要や受診の流れ、減免制度の説明について理解を深めていただけるよう、よりわかりやすい大型の案内板を掲示した。 ▽ 使用承認に関する業務 ▼ 各施設は、職員のOJTを通じて条例、規則、要領、関係法令を理解し、全ての利用者に対して、平等利用を確保した。 ▼ 札幌市健康づくりセンター条例及び施行規則に基づき、適正に使用の承認などの手続きを行った。また、利用料の減免について、同条例、施行規則、使用料減免要綱取扱要領に基づき、行政執行代理者として、適正な手続きを行った。	区 分	R4実績	R5実績	前年比	中央センター※	81,226	44,761	55.1%	東センター	29,067	34,791	119.7%	西センター	101,969	121,217	118.9%	合 計	212,262	200,769	94.6%	利用者数は、中央センターの工事休館の影響もあり、前年比で94.6%と減少したが、中央センターで実施していた運動教室を中島体育センターで実施するなど、中央センターを使用していた利用者が運動を継続できるような環境を整えた。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 中央センターの保全改修工事に伴う休館の影響についてもあるが、コロナ禍前の利用件数までの回復はしておらず、平年水準には戻っていない。中央センターが休館中でも運動を継続できるよう中島体育センターで実施するなど環境づくりに努めている。 このほか、使用承認に関する業務については、条例、施行規則、要領に基づいて適正に行われている。	A	B	C	D				
区 分	R4実績	R5実績	前年比																												
中央センター※	81,226	44,761	55.1%																												
東センター	29,067	34,791	119.7%																												
西センター	101,969	121,217	118.9%																												
合 計	212,262	200,769	94.6%																												
A	B	C	D																												

	▼ 施設責任者は、北海道公安委員会主催の「不当要求防止責任者講習」を受講し、不当要求防止責任者として選任するなど、暴力団を始めとした反社会勢力の活動阻止に努めた。												
(6)付随業務	▽ 広報業務 ▼ ホームページは、アクセシビリティ、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき管理し、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に取組を実施した。 ▼ 閲覧者がホームページ上から施設の利用方法やページについての問い合わせを容易にできるよう、電話番号の他、各ページに問い合わせフォームを設置し、必要事項を記載するだけで送信することができるよう配慮した。ホームページから各施設担当者のグループウェアに直接お問合せメールが送信され、全てのお問合せに対し7日以内に回答できるよう対応した。 ・問合せ件数総数：R5年度759件 ▼ JIS X 8341-3 の改正、障害者差別解消法施行を遵守し、ウェブアクセシビリティ方針をホームページに公開するとともに、JIS X 8341-3:2016の適合レベルAAの準拠への取組を実施した。 ・ページ作成時ルールを徹底するため、各施設にホームページの更新責任者（館長）と担当者を選任。 ・ホームページ保守委託事業者との協力体制を構築し、専門的な知識や技術についての情報を収集。 ・HPアクセス報告会、ウェブアクセシビリティ意見交換の実施（11/2開催） ・HPアクセス数：8,076,436 ▼ ウェブアクセシビリティ基盤委員会※が示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン 2016 年3月版」に基づき、1年に1 回試験の実施し、適合レベルAA に準拠していることを確認し、ホームページに公開した。 ・試験年月日：2024年3月31日 ・試験の要件：当協会公式ホームページである https://www.shsf.jp/ および配下のCMS（コンテンツマネジメントシステム）で作成し、管理するもの。（代表するウェブページ：15ページ、ランダム抽出：25ページ） ・達成した等級：AA ▼ ホームページの作成にあたっては、「札幌市公式ホームページガイドライン」及び、当協会のウェブアクセシビリティガイドラインに基づき対応し、新規ページについてはJIS X 8341-3:2016の適合レベルAAに準拠した。 ▼ ホームページから各種情報へのアクセスが容易なることや求めている情報が見つかりやすいような配置に見直した。 ▼ 協会公式LINEやInstagram等のSNSを利用して教室情報や健康に関する情報など多くの情報を積極的に提供した。	ホームページのウェブアクセシビリティ確保については、日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」の適合レベルAAに準拠していることを試験により確認し、その評価結果をホームページで公開した。	また、ホームページの更新責任者と担当者を選任し、ウェブアクセシビリティ研修会を実施するなど適正に取り組んだ。	併せて、協会公式LINEやInstagram等のSNS、フリーパー、回覧板など様々な媒体を使用して健康づくりに関する情報提供をした。	<table><tr><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr><tr><td colspan="4">各種メディアやSNSを通した幅広い広報活動に加え、ウェブアクセシビリティ研修の実施、さっぽろグローバルスポーツコミッションと連携したスポーツツーリズムの促進等の取組など要求水準以上に広報業務に積極的に取り組んでいる。</td></tr></table>	A	B	C	D	各種メディアやSNSを通した幅広い広報活動に加え、ウェブアクセシビリティ研修の実施、さっぽろグローバルスポーツコミッションと連携したスポーツツーリズムの促進等の取組など要求水準以上に広報業務に積極的に取り組んでいる。			
A	B	C	D										
各種メディアやSNSを通した幅広い広報活動に加え、ウェブアクセシビリティ研修の実施、さっぽろグローバルスポーツコミッションと連携したスポーツツーリズムの促進等の取組など要求水準以上に広報業務に積極的に取り組んでいる。													

	▼ 各種案内の配布 施設利用案内や教室募集のチラシを定期的に作成し、利用者が入手しやすいよう市役所関連施設などにおいて配布するとともに、各種広告媒体を活用し、施設のPRや情報提供を積極的に行なった。 【主な取組実績】 ○広報さっぽろ地上デジタルテレビのデータ放送、札幌市イベント情報誌、札幌市公式LINEへ教室情報を掲載 ○町内会回覧板の活用 ○札幌市スポーツ協会公式LINE及びInstagramへ教室情報を掲載 ○フリーペーパーへ全施設一斉教室募集情報掲載（2～3月） ○市内小学校及び幼稚園等に教室募集要項を配布 ○職員採用募集情報掲載（ハローワーク、ジョブキタ、バイトル、マイナビ、タウンワーク他） ○協会カレンダーの発行 ▽ その他管理運営業務に付随する一切の業務 ▼ 「さっぽろグローバルスポーツコミッション」の事務局機能を担当し、契約職員（専門員）3名を配属するとともに、施設を活用した大会・合宿誘致の活動などを推進した。 ▽ 引継ぎ業務 （前回から継続指定のため、引継業務なし）																																								
2 自主事業その他																																									
▽ 自主事業 ▼ 自主事業実施状況 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>R4</th><th>R5</th><th>前年比</th></tr><tr><td rowspan="2">運動教室等※1</td><td>事業数(件)</td><td>433</td><td>384</td><td>88.7%</td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>7,481</td><td>6,933</td><td>92.7%</td></tr><tr><td rowspan="2">派遣事業</td><td>事業数(件)</td><td>9</td><td>14</td><td>155.6%</td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>349</td><td>779</td><td>223.2%</td></tr><tr><td>健診事業※2</td><td>健診人数(人)</td><td>881</td><td>743</td><td>84.3%</td></tr></table> ※1 中央センターの工事休館：令和5年10月1日～令和6年3月3 ※2 中央センターの工事休館に伴い、西センターへの移転完了まで休診期間：令和5年10月1日～令和5年10月31日 ▼ 運動教室の受講料は誰もが気軽に参加し、継続しやすいように安価な料金を維持し、参加の機会を拡大した。 ▼ 運動教室に健康度測定受診者の割引料金を設定することで、健康度測定受診への誘因とする取組みを行い、自主事業と連動した指定管理事業を補完する取組みを行った。 ▼ 健康度測定の受診者を対象とした、運動効果などの確認のためのフォローアップ健診や各種検査など、指定管理事業を補完、付加するための健診事業を実施した。		区分		R4	R5	前年比	運動教室等※1	事業数(件)	433	384	88.7%	参加者数(人)	7,481	6,933	92.7%	派遣事業	事業数(件)	9	14	155.6%	参加者数(人)	349	779	223.2%	健診事業※2	健診人数(人)	881	743	84.3%	指定管理業務の推進を補完するため、健診、教室、イベントなどで多様なプログラムの自主事業を効果的に実施した。 特に健康度測定受診後、健康サポート教室を受講することで、ひとりでは運動の継続が難しい重視する対象者の定期的な運動継続につながる効果があることから、中央センターが工事休館中においても運動が継続できるよう中島体育センターでの運動教室を実施し、中央センター休館中の重視する対象者の運動機会が減少しないよう取り組んだ。			<table><tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr><tr><td colspan="4"> 中央センターが保全改修工事のため休館となったこともあり、事業数や参加人数はコロナ禍前より減少しているが、中央センターが休館中は中島体育センターで実施するなど重視する対象者の定期的な運動継続につながる取り組みを行っている。 物品購入等では原則として市内企業を活用している他、障がい者スポーツ団体が運営する普及事業に携わるなど福祉施策への配慮が見られる。 </td></tr></table>	A	B	C	D	中央センターが保全改修工事のため休館となったこともあり、事業数や参加人数はコロナ禍前より減少しているが、中央センターが休館中は中島体育センターで実施するなど重視する対象者の定期的な運動継続につながる取り組みを行っている。 物品購入等では原則として市内企業を活用している他、障がい者スポーツ団体が運営する普及事業に携わるなど福祉施策への配慮が見られる。			
区分		R4	R5	前年比																																					
運動教室等※1	事業数(件)	433	384	88.7%																																					
	参加者数(人)	7,481	6,933	92.7%																																					
派遣事業	事業数(件)	9	14	155.6%																																					
	参加者数(人)	349	779	223.2%																																					
健診事業※2	健診人数(人)	881	743	84.3%																																					
A	B	C	D																																						
中央センターが保全改修工事のため休館となったこともあり、事業数や参加人数はコロナ禍前より減少しているが、中央センターが休館中は中島体育センターで実施するなど重視する対象者の定期的な運動継続につながる取り組みを行っている。 物品購入等では原則として市内企業を活用している他、障がい者スポーツ団体が運営する普及事業に携わるなど福祉施策への配慮が見られる。																																									

▼ 各施設で重視する対象者への健康状態の維持・回復・向上までを支援することを目的に、運動習慣のない方の定期的な運動実施につながる低体力者を対象とした「リハビリ専門家の体力回復教室」や「サルコペニア予防教室」、高齢者を対象とした「高齢者のための体力づくり」の拡充を図るなど、介護予防事業の推進や健康講座などの事業を実施した。

また、中央センターの休館期間中にも重視する対象者が運動を継続して実施できるように、中島体育センターにて事業を実施した。

▼ 健康づくりセンター専門職員が担当する健康サポート教室では、ライフステージや目的・ニーズに応じた教室を実施した。

①運動器疾患別予防:「腰痛予防運動教室」「ひざの機能アップ教室」など

②介護予防:「高齢者のための筋トレ教室」「高齢者のための体力づくり教室」など

③運動習慣化:「初めての筋活教室」「生活習慣改善運動教室」など

▼ 「食べて運動!フレイル予防講座」「腰痛予防～腰の痛みを予防するために～」など医師・理学療法士・管理栄養士・保健師による講話と運動実践を組み合わせて、健康づくり活動に対する動機づけとなる各種健康講座を中央・西・東の3センターで実施した。

また、特定保健指導やEメール相談などの各種事業を実施した。

▼ 各施設で教室の募集ごとに要項、ポスターを作成するとともに、新聞折込チラシ、ホームページなど、広く市民の目に触れる方法で周知、参加の機会を提供した。

また、協会公式LINEやInstagram等のSNSを利用して多くの情報を提供した。

▼ 運動サポート事業として、脚筋力や体脂肪の測定を実施し、運動効果を確認した。

▼ 教室、イベントなどの自主事業参加者に事故・怪我が発生した場合は、施設管理の瑕疵に伴う施設賠償責任保険と併せて、当協会独自のお見舞い制度(傷害見舞金給付事業)を適用する体制を整備した。(入院:日額1,500円、通院:日額1,000円)

▼ シニア向けに軽スポーツやフィットネス、文化教室などの多様なプログラムを通じて、健康に関する知識や実践力を身に付けるきっかけとなり、健康寿命を延ばし充実生活を送れるようにすることを目的とした多種目体験事業を実施した。

▼ 自主事業の収支については、指定管理業務に関する収支と区分して経理し、さらに教室、イベントなどの事業部門と販売などの収益部門で区分した。

また、明確に区分できない人件費や当協会本部機能などの管理経費については、各事業の規模に応じて適正に配分して経理した。

▽ 市内企業等の活用、福祉施策への配慮等

【市内企業等の活用】

▼ 物品購入・修繕・役務契約などは、特殊なものを除き、札幌市登録事業者を中心に約79.2%を市内企業へ発注した。

【福祉施策への配慮】

▼ 物品調達などで障がい者就労施設等に発注し、福祉団体の活用を図った。

▼ 公認初級パラスポーツ指導員18名、公認中級パラスポーツ指導員9名の有資格者を含めた職員が障がい者スポーツ団体が運営する普及事業に携わった。

特殊な条件の物件を除き、札幌市登録事業者への発注を基本とし、市内企業の活用に大きく貢献した。札幌市が推進する福祉施策及び障がい者スポーツの普及促進に対して、組織的に積極的に取り組んでいる。

【障がい者スポーツ普及促進の取組】

① 「一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会」の役員(理事)に理事長が、顧問に会長が就任し、障がい者のスポーツ環境整備に取り組んだ。

② 札幌市における障がい者スポーツの取組みを検討するため、理事が「札幌市障がい者スポーツ普及促進協議会」の委員に就任し、年3回の協議会に出席した。

3 利用者の満足度

▽ 利用者アンケートの結果

実施方法	実施期間: 令和5年8月22日～8月31日 実施場所: 健康づくりセンター3施設 実施方法: 質問形式(一部記述式)、施設の利用時間を3区分(午前・午後・夜間)に設定し、利用形態に偏りがないように考慮。 回答者数: 787件(中央: 202件、西: 373件、東: 212件) (要求水準は、回答者数500件以上)
結果概要	利用者の総合満足度は要求水準の目標80%に対し98.6%であった。 職員の接遇に関する満足度(迅速さ、親切さ、専門知識など)は要求水準の目標80%に対し、100.0%であり健康づくりセンター全体として管理水準の維持向上が図られている。
利用者からの意見・要望とその対応	▼ 東センター 【ご意見】 ヨガマットで傷んでいるものがある。 【対応】 古く傷んでいるヨガマットを新しいものと交換した。
	▼ 西センター 【要望】 運動しているのではなく、スマホをいじったりして器具を長い時間占有している人がたまにいたので注意してほしい。 【対応】 運動指導員の巡回を強化し、長時間の占有等が見受けた場合は利用者へお声がけするようにした。
	▼ 中央センター 【休館に向けたお客様の声】 ●受付の方もインストラクターの先生もとても丁寧に親切で楽しく通わせていただきました(10年以上) 休館はとても残念ですが1年半後にまた通えることを楽しみにしております 今までありがとうございました。 ●スタッフさんが仕事を楽しくやっているので利用者にも伝わりとても楽しく運動が出来ます。体の健康づくりもさることながら心の健康づくりもでき心身ともに健康になれる素晴らしい施設だと思います。このまま永遠に！

アンケート結果は、市の定める目標水準(80%)に対し、すべての項目(条件、案内、器具、環境、接遇)において大幅に上回っており、利用者からの高い満足度を得ている。
また、利用者からの、ご意見・要望を、施設の運営に反映させ、利用者の更なる満足度の向上を図った。

A	B	C	D
利用者アンケートや意見・要望の収集を継続して行っており、利用者満足度調査での各種項目の満足度は高く、利用者からの要望に対しても素早く対応しており、評価できる。			

4 収支状況

▽ 収支 (千円)

項目	R5計画	R5決算	差(決算-計画)
収入	203,756	199,553	▲ 4,203
指定管理業務収入	131,181	144,421	13,240
指定管理費	103,465	103,465	0
利用料金	27,716	40,956	13,240
その他	0	0	0
自主事業収入	72,575	55,132	▲ 17,443
支出	207,886	193,971	▲ 13,915
指定管理業務支出	137,176	138,640	1,464
自主事業支出	70,710	55,331	▲ 15,379
収入-支出	▲ 4,130	5,582	9,712
利益還元		0	0
法人税等	28	24	▲ 4
純利益	▲ 4,158	5,558	9,716

項目	R4決算	R5決算	差(R5-R4)
収入	200,307	199,553	▲ 754
指定管理業務収入	149,209	144,421	▲ 4,788
指定管理費	104,370	103,465	▲ 905
利用料金	44,839	40,956	▲ 3,883
その他	0	0	0
自主事業収入	51,098	55,132	4,034
支出	229,526	193,971	▲ 35,555
指定管理業務支出	167,683	138,640	▲ 29,043
自主事業支出	61,843	55,331	▲ 6,512
収入-支出	▲ 29,219	5,582	34,801
利益還元	0	0	0
法人税等	24	24	0
純利益	▲ 29,243	5,558	34,801

▽ 説明

▼ 計画との比較では、利用料金および自主事業収入は、当初計画において教室受講時の施設利用料を受講料に含める計画であったが、受講料には含めず都度利用料を徴収することとしたため計画と差が出ている。

▼ 利用料金は、前年度比では中央健康づくりセンターの休館による影響により減収となった。

▼ 指定管理業務支出については、計画比では概ね計画どおりとなり、前年度比では、中央健康づくりセンターの休館に伴い大幅に減少した。

計画時は教室受講時の施設利用料を受講料に含める計画であったが、受講料には含めず都度利用料を徴収することとしたため、その分の利用料金が計画よりも増収した形になり、一方で自主事業収入が減収した形となった。また、令和4年度の実績比では▲3,883千円であり、中央健康づくりセンターの休館による影響で減収はしているものの、休館前の10月までの利用状況は前年比で増加傾向にあったため、コロナ禍による影響からは回復傾向にある。また、自主事業収入は中央健康づくりセンターの休館があったものの令和4年度比では増収しており、併せて、当初計画には無かったが、中央健康づくりセンターが休館中も継続的に運動ができるよう、中島体育センターで教室事業を行っており、この取組みが中央健康づくりセンターの休館明けの利用者につながるものと考えため、継続していく必要がある。

A	B	C	D
中央センターの休館の影響を受けながらも収入については計画を上回り増収となる結果となっているが、利用者回復に力を入れ、更なる収支改善に取り組む必要がある。			

<確認項目> ※評価項目ではありません。		
▽ 安定経営能力の維持 指定管理事業及び各種自主事業の実施により、安定的・継続的に収益を確保している。 また、流動比率が217.0%、自己資本比率は54.4%となっており、安定的な経営に資する財源を有している。		適 不適 自己資本比率が例年50%前後であり、安定的な経営能力を維持していると言える。
▽ 個人情報保護条例、情報公開条例、行政手続条例、オンブズマン条例及び暴力団の排除の推進に関する条例への対応 個人情報とは、協会の「保護方針・及び保護に関する規程及び特定個人情報取扱規程」に基づき、階層別研修においてリスクマネジメントに関連した、ソーシャルメディアリスクへの予防対策や、利用上の注意なども踏まえ各職員へ取扱いの徹底を図った。情報公開条例等に関しても、指定管理者としての役割や義務を十分に認識し、すべて規定の手続きに基づき適切に対応した。 また、不当要求防止責任者の配置を推進し、暴力団の排除の推進に関する条例へ適切に対応した。		適 不適 個人情報保護や情報公開等に関する規程類を定めており、適切に対応している。

Ⅲ 総合評価

【指定管理者の自己評価】	
総合評価	来年度以降の重点取組事項
中央健康づくりセンターの改修工事においては、事前周知を徹底し、大きなトラブルがなく、休館に入ることができた。 また、中央健康づくりセンター利用者が休館中でも継続的に運動の機会を得られるように、同じ中央区内にある「中島体育センター」と調整の上で健康サポート教室を実施し、工事休館による利用者離れを防ぐ取り組みを実施した。健診事業に関しては、西健康づくりセンターにおいて事業を継続するため、同センターで実施している事業の実施場所変更や配置機器の変更などを行い、できる限り同規模での事業継続に向けて取組むことで、健診機会の確保に努めることができた。	中央健康づくりセンターは工事休館となるが、引き続き継続して運動ができる環境を提供するとともに、再開に向けての準備も進め、利用者が安全・安心に健康づくりセンターの利用ができるように準備を行う。 また、重視する対象者に対しては、引き続き積極的に利用勧奨に取り組み、継続利用が増加するようにする。 併せて、今後もPRなどの強化に努めるとともに、健康づくりセンター設置区外の方が来館する誘因となるような自主事業の検討を進め、収支安定化・利用者増が図られるように努める。

【所管局の評価】	
総合評価	改善指導・指示事項
中央センターの保全改修工事による休館の影響、コロナ禍後の利用者数は平常時よりは減少しているが、回復傾向がみられる。西センターでの健康度測定の実施回数や受付枠を増やしたほか、重視する対象者へ定期的な運動継続の働きかけを行う等、基本方針に則した各種の取り組みは評価できる。 また、休館による運動離れを防ぐため中島体育センターで教室事業を行う、人材育成計画に基づく多様な研修によるスキルアップなど、制約がある中、職員一人一人が、市民の健康増進に寄与できるよう努める姿勢がみられた。	利用者が安全・安心に施設の利用ができるように引き続き適切な管理運営を行うとともに、収支状況についても安定化を図ること。 重視する対象者の利用人数については、引き続き積極的な取り組みを行い、さらなる利用者増、及び継続利用を図ること。 また、中央センター再開の際には遅滞なく利用できるよう、再開の準備についても行っておくこと。